

## 資料編

### 松山市子ども・子育て会議条例

松山市条例第28号

平成25年6月28日

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

#### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
  - (2) 関係事業に従事する者
  - (3) 学識経験のある者
  - (4) 市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(松山市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 松山市社会福祉審議会条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉に関する事項」の次に「(松山市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）第2条第2号に規定する事項を除く。)」を加える。

## 松山市子ども・子育て会議委員

(事業計画策定時点)

所属・役職名など	氏名	備考
松山市母子保健推進協議会 会長	井上 もと子	
松山市私立保育園・認定こども園連合会 会長	上岡 周介	
松山市立幼稚園教育研究協議会 会長	鵜久森 克	
まつやま子ども育成会議 元委員長	太田 佳光	
松山東雲女子大学心理子ども学科 講師	香川 実恵子	
市民公募	加納 飛鳥	
小・中学校PTA連合会 学校教育部理事	河内 茜	
中予私立幼稚園連盟 会長	住田 信幸	
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 教授	恒吉 和徳	副会長
松山東雲短期大学保育科 准教授	友川 礼	
松山市保育会 監事	乗松 紀美子	
市民公募	濱田 由紀	
NPO法人ワークライフ・コラボ 代表理事	堀田 真奈	
愛媛大学 副学長	三浦 和尚	会長
子ども・子育て連絡協議会 会長	村上 出	
松山市地域保育所連絡会 会長	森 公夫	
松山市児童クラブ連絡協議会 副会長	安永 耕造	
市民公募	山下 純子	
松山市児童発達支援センターひまわり園 相談支援事業所 相談支援専門員	和田 真由子	
松山市小学校長会 幼年・生活部会顧問	渡部 万美江	

(五十音順・敬称略)

## 第2期松山市子ども・子育て支援事業計画策定経過

### 【令和元年度】

令和元年5月30日（木）	令和元年度第1回松山市子ども・子育て会議（全体会）
	令和元年度第1回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
	令和元年度第1回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
令和元年6月27日（木）	令和元年度第2回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
令和元年7月2日（火）	令和元年度第2回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
令和元年7月29日（月）	令和元年度第3回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
令和元年8月28日（水）	令和元年度第3回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
令和元年8月30日（金）	令和元年度第4回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
令和元年11月5日（火）	令和元年度第2回松山市子ども・子育て会議（全体会）
令和2年2月4日（火）	令和元年度第3回松山市子ども・子育て会議（全体会）
	令和元年度第5回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）

## 基本方針に係る推進施策と取組・事業一覧（対象・対象年齢別）

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
妊婦	妊婦一般健康診査事業		○				○					
妊娠5～9か月の初妊婦 妊娠・出産に不安がある妊婦	マタニティ相談会						○				○	
妊娠6～9か月の初妊婦とその夫 妊娠・出産に不安がある妊婦とその夫	パパ・ママのための教室						○				○	
妊婦～生後7か月児未満の保護者	離乳食講座							○				
妊産婦とその夫	パパ・ママ救命講習						○					
妊娠期～小学校就学前	利用者支援事業		○									
生後2～90か月（ワクチンにより異なる）	予防接種						○					
1か月未満の新生児	新生児聴覚検査						○					
3～4か月及び9～10か月の乳児	乳児一般健康診査						○					
生後4か月未満の乳児のいる家庭	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）		○				○					
原則として 0歳～満3歳未満	家庭的保育事業	○										
	小規模保育事業	○										
	居宅訪問型保育事業	○										
	事業所内保育事業	○										
0歳～満3歳未満の保護者	地域保育所保育料補助事業											
（小規模保育事業） 原則として 0歳～満3歳未満 （託児事業） 6か月～小学校就学前	商店街保育事業		○			○						
0歳～概ね6歳の乳幼児	モグモグ相談						○	○				
	すくすく相談						○					
0歳～小学校就学前	認定こども園	○										
	保育所	○										
	一時預かり事業		○	○								
	延長保育事業		○									



主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
0歳～小学校 就学前	実費徴収に係る補足給 付を行う事業		○									
	子育てサロンの運営		○									
	休日保育事業			○								
	夜間保育事業			○								
	公立保育所の民間委 託			○								
	保育園庭芝生化事業			○								○
	在園児・保護者に対す る食育事業							○				
	児童発達支援センター ひまわり園運営事業											
	認定こども園、幼稚 園、保育所等での障が い児等保育の充実											
0歳～小学校 就学前の子ども とその保護者	地域子育て支援拠点 事業		○									
	親子ふれあいコミュニ ティ広場事業					○					○	
0歳～小学校 就学前の子ども の保護者	地域の子育て家庭に 対する食育事業							○				
0歳～小学生	病児・病後児保育事 業		○									
0歳～中学生	小児の一次救急医療 の確保									○		
	小児救急医療体制の 整備									○		
	危機管理マニュアルの 作成											○
	警察直通の非常通報 装置の設置											
	防犯カメラの設置											
0歳～18歳	養育支援訪問事業そ の他要支援児童、要 保護児童等の支援に 資する事業		○									
	子ども総合相談		○									
	児童館等管理運営事 業				○							
	育児相談事業				○							
	要保護児童対策事業											
生後6か月の乳 児～小学生	ファミリー・サポート・セ ンター事業(育児)		○									
ファミサポ:生後 6か月～小学生 までの子どもの 保護者 シルバー人材: 1歳～小学生ま での子どもの保 護者	子育て支援サービス利 用料の助成		○									
第2子以降の満 1歳未満の子ど もの保護者	子育て応援券交付事 業		○									

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
														○	
														○	
○															
○															
										○	○				
										○					
										○					
○													○		
													○		
									○						
									○				○		○
															○



主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
1歳～小学校就学前	庁内託児室「キッズルーム」の設置											
1歳6か月～2歳未満	1歳6か月児健診						○					
満3歳～小学校就学前	幼稚園	○										
	幼稚園庭芝生化事業											○
3歳～4歳未満	3歳児健診						○					
3歳～中学生	笑顔あふれる学校づくり推進事業(「ふるさと松山」創造プラン)											○
	幼保小中連携推進事業											○
	特別支援教育事業											○
市立幼稚園児、小・中学生	学校給食での食育推進事業							○				
発達上の課題や社会性の問題がある幼児(年中児)とその保護者	5歳児相談						○					
幼児教育関係者	松山市幼児教育研修会											○
	松山市幼児教育連絡協議会											○
幼稚園教諭、保育士、小・中学校教職員	命を守る！防災士養成事業											
市内の保育教諭、保育士	保育教諭及び保育士の研修事業			○								○
保育士、保育士を目指す者、認定こども園、保育所等の施設	保育士等確保支援事業			○								
公立保育所、認定こども園	公立保育所整備事業			○								
認定こども園、保育所、地域型保育事業実施施設	待機児童対策・保育の質向上事業			○								
認定こども園(幼保連携型、保育所型)、保育所	産休等代替職員費補助事業			○								
幼稚園長時間預かり保育実施幼稚園	幼稚園長時間預かり保育支援事業			○								
地域保育所運営事業者	地域保育所(認可外保育施設)施設運営補助事業			○								
事業所内保育施設設置者	事業所内保育施設の設置推進			○								

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
					○										
								○							
														○	
											○				
									○						

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
概ね小学生以下の子どもとその保護者	地域活動クラブ事業					○						
乳幼児の保護者	乳幼児を持つ親のための救急講習						○					
	小児救急医療の正しい利用に向けた啓発事業									○		
小学生以下	幼年少年消防クラブ育成事務				○							
小学生	児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）		○		○	○						
	放課後子ども教室運営事業				○	○						
	休日子どもカレッジ推進事業				○							
	児童クラブの障がい児等受入れ促進											
主に小学生	いきがい交流センターしみず管理運営事業					○						
小・中学生	学習アシスタント活用支援事業											○
	通学区域の弾力的運用											○
	小規模校等学校間交流等支援事業											○
	障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業											○
	いじめ対策総合推進事業（いのちを守る相談事業）											○
	生徒指導上の諸問題研究委員会											○
	通学路等校区内危険箇所の交通等安全対策											
	児童生徒をまもり育てる日											
	緊急避難場所「まもるくんの家」のステッカー配布											
	安全安心指導者学校派遣事業											
就学援助費支給事業												
小・中学生とその保護者	親子ふれあい事業				○						○	
小・中学生の保護者	PTA活動推進事業											
小・中学校教職員	教職員研修事業											○
	教育の情報化推進事業											

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
								○							
○															
								○							
														○	
							○								
									○						
										○					
										○					
															○
○															
○															
	○														

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
小・中学校教職員	応急手当普及員の養成											
思春期の児童生徒及び保護者等	思春期健康教育								○			
小学生を除く12歳以上35歳未満	青少年センター管理運営事業				○							
生活保護世帯、低所得者世帯、児童扶養手当全部支給世帯の中学生	子ども健全育成事業(土曜塾)											
中学生まで(15歳に達した日以後の最初の年度末まで)	子ども医療助成事業											
中学生まで(15歳に達する日以後の最初の年度末までの児童)	児童手当支給事業											
18歳未満	不登校対策総合推進事業				○							
	問題行動等対策事業				○							
	青少年育成支援事務管理事業											
	障がい児の支援事業											
	居宅介護・移動支援事業											
	障害児等療育支援事業											
	障害児通所支援事業											
短期入所・日中一時支援事業												
中学校修了前の子どもがいる世帯 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	市営住宅への優先入居											
18歳未満の子どもがいる世帯	地域優良賃貸住宅(一般型)											
20歳未満で一定の障がいがある場合を除き、18歳に達する日以後最初の年度末までの児童	児童扶養手当支給事業											
18歳未満の子どもがいる母子家庭	母子生活支援施設事業											

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
											○				
													○		○
															○
															○
											○				
														○	
														○	
														○	
														○	
		○													
		○													
															○
													○		

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
18歳未満の児童、緊急一時保護の母子	子育て短期支援事業		○									
保育等事業への新規参入者、特別な支援が必要な子どもを受け入れている一部の認定こども園	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		○									
概ね20歳までの子どもと子育て家庭	子育て情報の周知		○									
20歳未満	特別児童扶養手当の支給											
	障害児福祉手当の支給											
	松山市重度心身障害児福祉年金											
20歳未満の児童とひとり親	ひとり親家庭医療助成事業											
20歳未満の児童のひとり親	ひとり親家庭等自立支援給付金											
ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性	家庭・子育て相談室		○									
全年齢	公民館元気活力支援事業				○							
	野外活動センター運営事業				○							
	子ども育成事務事業(子ども育成条例関係)				○							
	おはなし会事業				○							
	市民食育講座							○				
	栄養相談							○				
	子どもの食物アレルギー講座							○				
	消防救急体制の充実									○		
	男女共同参画の推進										○	
	市営団地の整備											
	公営住宅建替事業											
	安全歩行空間整備事業											
	松山駅周辺整備事業											
	公園内の照明灯など防犯設備整備と適切な管理											
	防犯灯設置助成事業											
	放置自転車対策の実施による歩行者環境の安全確保											

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
													○		
															○
															○
															○
															○
												○			
○															
								○	○						
		○													
			○												
				○											
				○											
							○								
							○								
							○								



主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】
全年齢	MACネットCSC(子ども安心安全情報配信システム)											
	交通安全母の会を中心とした各種交通安全活動への参画											
	地区交通指導員による指導・啓発											
	交通ルール遵守の啓発											
	切れ目のない全世代型防災リーダー育成事業											
	重度心身障害者医療費助成事業											
児童遊園地:概ね小学校低学年まで 都市公園:全年齢	児童遊園地・公園整備事業				○							
ひとり親家庭等	テレワーク業務創出支援											
	ひとり親家庭等日常生活支援事業											
	ひとり親家庭等自立促進対策事業											
	母子父子寡婦福祉資金の貸付											
地域子育て支援拠点事業従事者	育児休業中の育児支援											
求職者等	多様化する就業ニーズに対する支援											
該当要件に合致した夫婦	不妊治療費助成事業						○					
企業・各種団体等	子育て支援施策の周知										○	
	まつやま働き方改革推進プロジェクト											
企業	企業への意識啓発											
	能力開発や適応訓練などの人材育成支援											

【4-3】	【4-4】	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
						○				○					
									○						
									○						
									○						
											○				
															○
						○									
								○					○		
													○		
													○		
															○
								○							
							○								
							○								
							○								
							○								

第2期松山市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

発行 松山市保健福祉部 子育て支援課

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

電話 089-948-6418